

「健康なは21（第2次）」健康づくり市民会議規約

（設置）

第1条 「市民一人ひとりが健康づくりに取り組み、健康長寿を実現する～家庭・職場・地域もあなたの健康応援団～」の実現をめざし、市民、地域、学校、職場、保健医療関係団体、行政、保健ボランティアなどが相互に連携しながら、市民総がかりで健康づくりを推進していくため、「健康なは21（第2次）」健康づくり市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

（役割）

第2条 市民会議の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「健康なは21（第2次）」の推進に関すること。
- (2) 「健康なは21（第2次）」の普及啓発に関すること。

（構成員と組織体制）

第3条 市民会議の構成員は、市民の健康づくりに関連する専門職種や、市民の健康づくりに寄与することや自ら健康づくりに取り組むことを目的とする機関や団体等とする。

- 2 市民会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は那覇市長をもって充てる。
- 4 副会長は、那覇市自治会長会連合会と全国健康保険協会沖縄支部の代表をもって充てる。

（会議）

第4条 会議は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、原則として年2回以上開催するものとする。
- 3 臨時会は、会長が必要と認めるときに招集するものとする。
- 4 会議は、会長が議事を主宰する。
- 5 会長は、必要に応じて関係者に市民会議への出席を求めることができる。
- 6 会長は、必要に応じて世話人会へ協議させ、報告を受けるものとする。

（世話人会）

第5条 市民会議の円滑な運営を図るため、世話人会を置き、別表1に挙げる団体から推薦を受けた者により構成する。

- (1) 世話人会に部会長及び副部会長を置く。

- (2) 部会長は健康部長、副部会長は全国健康保険協会沖縄支部の代表をもって充てる。
- 2 世話人会は、部会長が招集し、議事を主宰する。
- 3 部会長は、必要があると認めるときは、世話人会以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 市民会議の会長及び副会長、世話会の部会長及び副部会長の任期は、2年とする。
ただし、再任は妨げないものとする。

(事務局)

第7条 市民会議の事務局は、那覇市の健康部健康増進課に置く。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

市民会議参加団体名簿

(平成28年4月1日現在)

番号	団体名
医療・保健関係団体	
1	(一社)那覇市医師会
2	地方独立行政法人 那覇市立病院
3	(公社)南部地区歯科医師会
4	(公社)沖縄県栄養士会
5	日本健康運動指導士会沖縄県支部
6	(一社)那覇地区薬剤師会
地域・福祉関係者	
7	那覇市自治会長会連合会
学校関係団体	
8	那覇市PTA連合会
9	沖縄県立看護大学
10	沖縄大学
11	沖縄県専修学校各種学校協会
職域・企業関係	
12	全国健康保険協会沖縄支部
13	那覇地域産業保健センター
14	那覇商工会議所
15	(一社)那覇青年会議所
16	沖縄県中小企業団体中央会
17	沖縄県中小企業家同友会
18	沖縄県建設業協会那覇支部

番号	団体名
19	生活協同組合コープおきなわ
20	株式会社サンエー
21	金秀商事株式会社
22	株式会社リウボウストア
23	株式会社沖縄ファミリーマート
24	株式会社ローソン沖縄
ボランティア関係	
25	那覇市健康づくり推進員協議会
26	那覇市食生活改善推進員協議会
27	那覇市母子保健推進員協議会
28	那覇市スポーツ推進委員協議会
20	那覇市協働によるまちづくり推進協議会
民間団体、NPO等	
30	那覇市ウォーキング協会
31	沖縄県飲食業生活衛生同業組合那覇支部
マスコミ	
32	株式会社沖縄タイムス社
33	株式会社琉球新報社
行政等	
34	那覇市
35	那覇市教育委員会
36	那覇市上下水道局

別表1（第5条） 市民会議世話人会

番号	団体名
1	(公社)沖縄県栄養士会
2	日本健康運動指導士会沖縄県支部
3	那覇市自治会長会連合会
4	沖縄県立看護大学
5	沖縄大学
6	全国健康保険協会沖縄支部
7	沖縄県中小企業団体中央会
8	沖縄県中小企業家同友会
9	沖縄県飲食業生活衛生同業組合那覇支部
10	那覇市